

○福岡県介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

平成二十四年十月十二日

福岡県条例第五十五号

改正 平成二四年一二月二八日条例第七四号

平成二五年一二月二七日条例第五五号

平成二七年三月三日条例第六号

平成二八年三月二九日条例第一三号

平成三〇年三月三〇日条例第一八号

福岡県介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例をここに公布する。

福岡県介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 介護サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準

第一節 指定居宅サービス等の事業（第三条―第七条）

第二節 指定介護老人福祉施設（第八条―第十三条）

第三節 介護老人保健施設（第十四条―第十八条）

第四節 介護医療院（第十八条の二―第十八条の六）

第五節 指定介護予防サービス等の事業（第十九条―第二十二条）

第六節 指定介護療養型医療施設（第二十三条―第二十七条）

第三章 指定居宅サービス事業者等の指定の欠格事由に関する事項（第二十八条―第二十九条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（以下「平成十八年改正前の介護保険法」という。）に基づき、福岡県における指定居宅サービス、共生型居宅サービス及び基準該当居宅サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）の事業、指定介護老人福祉施設、指定介護予防サービス、共生型介護予防サービス及び基準該当介護予防サービス（以下「指定介護予防サービス等」と

いう。)の事業並びに指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準、介護老人保健施設及び介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準並びに指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の欠格事由に関する事項を定めるものとする。

(平二五条例五五・平二七条例六・平三〇条例一八・一部改正)

(用語)

第二条 この条例において使用する用語の意義は、法及び平成十八年改正前の介護保険法並びにこれらに基づく厚生労働省令において使用する用語の例による。

(平二七条例六・平三〇条例一八・一部改正)

第二章 介護サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準

第一節 指定居宅サービス等の事業

(通則)

第三条 法第四十二条第一項第二号、法第七十二条の二第一項第一号及び第二号並びに法第七十四条第一項及び第二項に規定する条例で定める指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準は、この節の定めるところによる。

(平三〇条例一八・一部改正)

(基本方針)

第四条 指定居宅サービス等の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう利用者の心身機能の維持回復を図るものでなければならない。

2 指定居宅サービス等の事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 指定居宅サービス等の事業者は、指定居宅サービス等の事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

(非常災害対策)

第五条 指定居宅サービス等の事業者で別表第一第一号に掲げるものは、火災、風水害、地震等非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時における関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知するとともに、非常災害時における避難、救出等の訓練を定期的に行わなければならない。

(サービス提供に関する記録の整備)

第六条 指定居宅サービス等の事業者は、利用者に対する指定居宅サービスの提供に関する記録で次の表の上欄に掲げるものを整備し、かつ、同欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる日から同表の下欄に掲げる期間保存しなければならない。

別表第二第一号に掲げる記録	サービスの提供に係る保険給付支払の日	五年
別表第三第一号に掲げる記録	上欄の記録の完結の日	二年

(暴力団関係者の排除)

第六条の二 指定居宅サービス等の事業を行う事業所は、その運営について、暴力団関係者の支配を受けてはならない。

2 指定居宅サービス等の事業を行う事業所における介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第三十五条の四に規定する使用人は、暴力団関係者であってはならない。

3 前二項の「暴力団関係者」とは、次に掲げる者をいう。

一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴力団対策法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下単に「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者

二 暴力団対策法第二条第二号に規定する暴力団(以下単に「暴力団」という。)又は暴力団員がその事業活動を支配する者

三 福岡県暴力団排除条例(平成二十一年福岡県条例第五十九号)第十五条第二項、第十七条の三、第十九条第二項又は第二十条第二項の規定に違反した者で、同条例第二十三条第一項の規定により、同条例第二十二条の勧告に従わなかった旨を公表された日から起算して二年を経過しないもの

四 福岡県暴力団排除条例第二十五条第一項第三号の規定により懲役又は罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しないもの

五 法人でその役員のうち、第一号、第三号又は前号のいずれかに該当する者があるもの

(平二四条例七四・追加)

(その他の基準)

第七条 この条例に定めるものを除くほか、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準は、法第四十二条第二項、法第七十二条の二第二項及び法第七十四条第三項の規定に基づく厚生労働省令の定めるところによる。

(平三〇条例一八・一部改正)

第二節 指定介護老人福祉施設

(平二五条例五五・旧第二節繰下、平三〇条例一八・旧第三節繰上)

(通則)

第八条 法第八十八条第一項及び第二項に規定する条例で定める指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準は、この節の定めるところによる。

(基本方針)

第九条 指定介護老人福祉施設（ユニット型指定介護老人福祉施設を除く。以下この条、第十一条及び附則第二項において同じ。）は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理並びに療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定介護福祉施設サービスを提供するように努めなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第十条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(居室の定員)

第十一条 指定介護老人福祉施設に係る一の居室の定員は、一人とする。ただし、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合にあつては、二人とすることができる。

(準用)

第十二条 第五条、第六条及び第六條の二の規定は、指定介護老人福祉施設について準用す

る。この場合において、第五条中「指定居宅サービス等の事業者で別表第一第一号に掲げるもの」とあるのは「指定介護老人福祉施設」と、第六条中「指定居宅サービス等の事業者は、利用者に対する指定居宅サービス」とあるのは「指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービス」と、同条の表中「別表第二第一号」とあるのは「別表第二第二号」と、「別表第三第一号」とあるのは「別表第三第二号」と、第六条の二第一項中「指定居宅サービス等の事業を行う事業所」とあるのは「指定介護老人福祉施設」と、同条第二項中「指定居宅サービス等の事業を行う事業所における介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第三十五条の四に規定する使用人」とあるのは「指定介護老人福祉施設の管理者」と読み替えるものとする。

(平二四条例七四・一部改正)

(その他の基準)

第十三条 この条例に定めるものを除くほか、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準は、法第八十八条第三項の規定に基づく厚生労働省令の定めるところによる。

第三節 介護老人保健施設

(平二五条例五五・旧第三節繰下、平三〇条例一八・旧第四節繰上)

(通則)

第十四条 法第九十七条第一項から第三項までに規定する条例で定める介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準は、この節の定めるところによる。

(平三〇条例一八・一部改正)

(基本方針)

第十五条 介護老人保健施設(ユニット型介護老人保健施設を除く。以下この条において同じ。)は、施設サービス計画に基づいて、看護及び医学的管理の下における介護、機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指すものでなければならない。

2 介護老人保健施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って介護保健施設サービスを提供するように努めなければならない。

3 介護老人保健施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第十六条 ユニット型介護老人保健施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、看護及び医学的管理の下における介護、機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型介護老人保健施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(準用)

第十七条 第五条、第六条及び第六条の二の規定は、介護老人保健施設について準用する。この場合において、第五条中「指定居宅サービス等の事業者で別表第一第一号に掲げるもの」とあるのは「介護老人保健施設」と、第六条中「指定居宅サービス等の事業者は、利用者に対する指定居宅サービス」とあるのは「介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービス」と、同条の表中「別表第二第一号」とあるのは「別表第二第三号」と、「別表第三第一号」とあるのは「別表第三第三号」と、第六条の二第一項中「指定居宅サービス等の事業を行う事業所」とあるのは「介護老人保健施設」と、同条第二項中「指定居宅サービス等の事業を行う事業所における介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第三十五条の四に規定する使用人」とあるのは「介護老人保健施設の管理者」と読み替えるものとする。

(平二四条例七四・一部改正)

(その他の基準)

第十八条 この条例に定めるものを除くほか、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準は、法第九十七条第四項の規定に基づく厚生労働省令の定めるところによる。

(平三〇条例一八・一部改正)

第四節 介護医療院

(平三〇条例一八・追加)

(通則)

第十八条の二 法第百十一条第一項から第三項までに規定する条例で定める介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準は、この節の定めるところによる。

(平三〇条例一八・追加)

(基本方針)

第十八条の三 介護医療院(ユニット型介護医療院を除く。以下この条において同じ。)は、長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

- 2 介護医療院は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護医療院サービスの提供に努めなければならない。
- 3 介護医療院は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(平三〇条例一八・追加)

第十八条の四 ユニット型介護医療院は、長期にわたり療養が必要である入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいてその入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

- 2 ユニット型介護医療院は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(平三〇条例一八・追加)

(準用)

第十八条の五 第五条、第六条及び第六条の二の規定は、介護医療院について準用する。この場合において、第五条中「指定居宅サービス等の事業者で別表第一第一号に掲げるもの」とあるのは「介護医療院」と、第六条中「指定居宅サービス等の事業者は、利用者に対する指定居宅サービス」とあるのは「介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービス」と、同条の表中「別表第二第一号」とあるのは「別表第二第三号の二」と、「別表第三第一号」とあるのは「別表第三第三号の二」と、第六条の二第一項中「指定居宅サービス等

の事業を行う事業所」とあるのは「介護医療院」と、同条第二項中「指定居宅サービス等の事業を行う事業所における介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三十五条の四に規定する使用人」とあるのは「介護医療院の管理者」と読み替えるものとする。

（平三〇条例一八・追加）

（その他の基準）

第十八条の六 この条例に定めるものを除くほか、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準は、法第百十一条第四項の規定に基づく厚生労働省令の定めるところによる。

（平三〇条例一八・追加）

第五節 指定介護予防サービス等の事業

（平二五条例五五・旧第四節繰下）

（通則）

第十九条 法第五十四条第一項第二号、法第一百五十五条の二の二第一項第一号及び第二号並びに法第一百五十五条の四第一項及び第二項に規定する条例で定める指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準は、この節の定めるところによる。

（平二七条例六・平三〇条例一八・一部改正）

（基本方針）

第二十条 指定介護予防サービス等の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう利用者の心身機能の維持回復を図るものでなければならない。

2 指定介護予防サービス等の事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 指定介護予防サービス等の事業者は、指定介護予防サービス等の事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

（準用）

第二十一条 第五条、第六条及び第六条の二の規定は、指定介護予防サービス等の事業について準用する。この場合において、第五条中「指定居宅サービス等の事業者で別表第一第一号」とあるのは「指定介護予防サービス等の事業者で別表第一第二号」と、第六条中「指定居宅サービス等の事業者は、利用者に対する指定居宅サービス」とあるのは「指定介護

予防サービス等の事業者は、利用者に対する指定介護予防サービス」と、同条の表中「別表第二第一号」とあるのは「別表第二第四号」と、「別表第三第一号」とあるのは「別表第三第四号」と、第六条の二中「指定居宅サービス等」とあるのは「指定介護予防サービス等」と読み替えるものとする。

(平二四条例七四・一部改正)

(その他の基準)

第二十二條 この条例に定めるものを除くほか、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準は、法第五十四条第二項、法第一百五十五条の二の二第二項及び法第一百五十五条の四第三項の規定に基づく厚生労働省令の定めるところによる。

(平二七条例六・平三〇条例一八・一部改正)

第六節 指定介護療養型医療施設

(平二五条例五五・旧第五節繰下)

(通則)

第二十三條 平成十八年改正前の介護保険法第一百条第一項及び第二項に規定する条例で定める指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準は、この節の定めるところによる。

(平二七条例六・一部改正)

(基本方針)

第二十四條 指定介護療養型医療施設（ユニット型指定介護療養型医療施設を除く。以下この条において同じ。）は、長期にわたる療養を必要とする要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うことにより、その者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、入院患者の意思及び人格を尊重し、常に入院患者の立場に立って指定介護療養施設サービスの提供に努めなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第二十五條 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入院前の居宅における生活と入院後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、療養上の

管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行うことにより、各ユニットにおいて入院患者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

- 2 ユニット型指定介護療養型医療施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(準用)

第二十六条 第五条、第六条及び第六条の二の規定は、指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において、第五条中「指定居宅サービス等の事業者で別表第一第一号に掲げるもの」とあるのは「指定介護療養型医療施設」と、第六条中「指定居宅サービス等の事業者は、利用者に対する指定居宅サービス」とあるのは「指定介護療養型医療施設は、入院患者に対する指定介護療養施設サービス」と、同条の表中「別表第二第一号」とあるのは「別表第二第五号」と、「別表第三第一号」とあるのは「別表第三第五号」と、第六条の二第一項中「指定居宅サービス等の事業を行う事業所」とあるのは「指定介護療養型医療施設」と、同条第二項中「指定居宅サービス等の事業を行う事業所における介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第三十五条の四に規定する使用人」とあるのは「指定介護療養型医療施設の管理者」と読み替えるものとする。

(平二四条例七四・一部改正)

(その他の基準)

第二十七条 この条例に定めるものを除くほか、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準は、平成十八年改正前の介護保険法第一百条第三項の規定に基づく厚生労働省令の定めるところによる。

(平二七条例六・一部改正)

第三章 指定居宅サービス事業者等の指定の欠格事由に関する事項

第二十八条 法第七十条第二項第一号(法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、法人(次に掲げる法人を除く。)である者とする。

- 一 その役員等のうちに、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者がある法人
- 二 暴力団又は暴力団員がその事業活動を支配する法人
- 三 福岡県暴力団排除条例第十五条第二項、第十七条の三、第十九条第二項又は第二十条第二項の規定に違反した法人で、同条例第二十三条第一項の規定により、同条例第二十

二条の勧告に従わなかった旨を公表された日から起算して二年を経過しないもの

四 その役員等のうちに、福岡県暴力団排除条例第十五条第二項、第十七条の三、第十九条第二項又は第二十条第二項の規定に違反した者で、同条例第二十三条第一項の規定により、同条例第二十二条の勧告に従わなかった旨を公表された日から起算して二年を経過しないものがある法人

五 福岡県暴力団排除条例第二十五条第一項第三号の規定により罰金の刑に処せられた法人で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しないもの

六 その役員等のうちに、福岡県暴力団排除条例第二十五条第一項第三号の規定により懲役又は罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しないものがある法人

2 前項の規定にかかわらず、病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請の場合における法第七十条第二項第一号(法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、次に掲げる者以外の者とする。

一 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者

二 暴力団又は暴力団員がその事業活動を支配する者

三 福岡県暴力団排除条例第十五条第二項、第十七条の三、第十九条第二項又は第二十条第二項の規定に違反した者で、同条例第二十三条第一項の規定により、同条例第二十二条の勧告に従わなかった旨を公表された日から起算して二年を経過しないもの

四 福岡県暴力団排除条例第二十五条第一項第三号の規定により懲役又は罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しないもの

五 法人でその役員等のうちに、第一号、第三号又は前号のいずれかに該当する者があるもの

(平二四条例七四・全改)

第二十九条 法第一百五十五条の二第二項第一号(法第一百五十五条の十一において準用する法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、法人(第二十八条第一項各号に掲げる法人を除く。)である者とする。

2 前項の規定にかかわらず、病院等により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若

しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請の場合における法第百十五条の二第二項第一号(法第百十五条の十一において準用する法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、第二十八条第二項各号に掲げる者以外の者とする。

(平二四条例七四・全改、平二五条例五五・平二七条例六・平三〇条例一八・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前から法第四十八条第一項第一号の規定に基づく指定を受けている指定介護老人福祉施設(この条例の施行の日以後に全面的に改築された部分を含み、同日以後に増築された部分を除く。)における第十一条の規定の適用については、同条中「一人とする。ただし、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合にあっては、二人とすることができる」とあるのは、「四人以下とする」とする。

3 前項の規定にかかわらず、昭和六十二年三月九日前から存する特別養護老人ホーム(この条例の施行の日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)における第十一条の規定の適用については、同条中「一人とする。ただし、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合にあっては、二人とすることができる」とあるのは、「八人以下とする」とする。

附 則 (平成二四年条例第七四号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二五年条例第五五号)

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年条例第六号)

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年条例第一三号)

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年条例第一八号)

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

別表第一（第五条、第二十一条関係）

（平二八条例一三・平三〇条例一八・一部改正）

- 一 指定居宅サービス等の事業
 - イ 指定通所介護事業者
 - ロ 共生型通所介護事業者
 - ハ 基準該当通所介護事業者
 - ニ 指定通所リハビリテーション事業者
 - ホ 指定短期入所生活介護事業者
 - ヘ ユニット型指定短期入所生活介護事業者
 - ト 共生型短期入所生活介護事業者
 - チ 基準該当短期入所生活介護事業者
 - リ 指定短期入所療養介護事業者
 - ヌ ユニット型指定短期入所療養介護事業者
 - ル 指定特定施設入居者生活介護事業者
 - ヲ 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者
- 二 指定介護予防サービス等の事業
 - イ 指定介護予防通所リハビリテーション事業者
 - ロ 指定介護予防短期入所生活介護事業者
 - ハ ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者
 - ニ 共生型介護予防短期入所生活介護事業者
 - ホ 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者
 - ヘ 指定介護予防短期入所療養介護事業者
 - ト ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者
 - チ 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者
 - リ 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者

別表第二（第六条、第十二条、第十七条、第十八条の五、第二十一条、第二十六条関係）

（平二五条例五五・平二八条例一三・平三〇条例一八・一部改正）

一 指定居宅サービス等の事業

サービスの種別	整備しておくべき記録
訪問介護（共生型サービス及び基準該当サービスを含む。）	一 訪問介護計画 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録

訪問入浴介護（基準該当サービスを含む。）	提供した具体的なサービスの内容等の記録
訪問看護	一 主治の医師による指示の文書 二 訪問看護計画書 三 訪問看護報告書 四 提供した具体的なサービスの内容等の記録
訪問リハビリテーション	一 訪問リハビリテーション計画 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録
居宅療養管理指導	提供した具体的なサービスの内容等の記録
通所介護（共生型サービス及び基準該当サービスを含む。）	一 通所介護計画 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録
通所リハビリテーション	一 通所リハビリテーション計画 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録
短期入所生活介護（ユニット型、共生型サービス及び基準該当サービスを含む。）	一 短期入所生活介護計画 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録
短期入所療養介護（ユニット型を含む。）	一 短期入所療養介護計画 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録
特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型を含む。）	一 特定施設サービス計画 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録
福祉用具貸与（基準該当サービスを含む。）	一 福祉用具貸与計画 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録
特定福祉用具販売	一 特定福祉用具販売計画 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録

二 指定介護老人福祉施設（ユニット型を含む。）

イ 施設サービス計画

ロ 提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 介護老人保健施設（ユニット型を含む。）

イ 施設サービス計画

ロ 提供した具体的なサービスの内容等の記録

三の二 介護医療院（ユニット型を含む。）

イ 施設サービス計画

ロ 提供した具体的なサービスの内容等の記録

四 指定介護予防サービス等の事業

サービスの種別	整備しておくべき記録
介護予防訪問入浴介護（基準該当サービスを含む。）	提供した具体的なサービスの内容等の記録
介護予防訪問看護	一 主治の医師による指示の文書 二 介護予防訪問看護計画書 三 介護予防訪問看護報告書 四 提供した具体的なサービスの内容等の記録
介護予防訪問リハビリテーション	一 介護予防訪問リハビリテーション計画 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録
介護予防居宅療養管理指導	提供した具体的なサービスの内容等の記録
介護予防通所リハビリテーション	一 介護予防通所リハビリテーション計画 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録
介護予防短期入所生活介護（ユニット型、共生型サービス及び基準該当サービスを含む。）	一 介護予防短期入所生活介護計画 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録
介護予防短期入所療養介護（ユニット型を含む。）	一 介護予防短期入所療養介護計画 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録
介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型を含む。）	一 介護予防特定施設サービス計画 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録
介護予防福祉用具貸与（基準該当サービスを含む。）	一 介護予防福祉用具貸与計画 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録
特定介護予防福祉用具販売	一 特定介護予防福祉用具販売計画 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録

五 指定介護療養型医療施設（ユニット型を含む。）

イ 施設サービス計画

ロ 提供した具体的なサービスの内容等の記録

別表第三（第六条、第十二条、第十七条、第十八条の五、第二十一条、第二十六条関係）

（平二五条例五五・平二八条例一三・平三〇条例一八・一部改正）

一 指定居宅サービス等の事業

サービスの種別	整備しておくべき記録
<p>一 訪問介護（共生型サービス及び基準該当サービスを含む。）、訪問入浴介護（基準該当サービスを含む。）、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護（共生型サービス及び基準該当サービスを含む。）、通所リハビリテーション及び特定福祉用具販売</p>	<p>イ 利用者が次のいずれかに該当する場合に行わなければならない市町村への通知に係る記録 （１） 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 （２） 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p> <p>ロ 利用者及びその家族からの苦情の内容等の記録</p> <p>ハ 利用者に対するサービスの提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>
<p>二 短期入所生活介護（ユニット型、共生型サービス及び基準該当サービスを含む。）</p>	<p>イ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>ロ 一の項イからハまでに掲げる記録</p>
<p>三 短期入所療養介護（ユニット型を含む。）</p>	<p>一の項イからハまで及び二の項イに掲げる記録</p>
<p>四 特定施設入居者生活介護</p>	<p>イ 委託により他の事業者に行わせた業務の実施状況について確認した結果等の記録</p> <p>ロ 一の項イからハまで及び二の項イに掲げる記録</p>
<p>五 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護</p>	<p>イ 受託サービス事業者が提供した受託居宅サービスについて当該受託居宅サービス事業者から受けた報告に係る記録</p> <p>ロ 受託居宅サービスに係る業務の実施状況について確認した結果等の記録</p> <p>ハ 一の項イからハまで、二の項イ及び四の項イに掲げる記録</p>
<p>六 福祉用具貸与（基準該当サービスを含む。）</p>	<p>イ 委託等により他の事業者に行わせた福祉用具の保管又は消毒の実施状況について確認した結果等の記録</p>

二 指定介護老人福祉施設（ユニット型を含む。）

イ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

ロ 入所者が次のいずれかに該当する場合に行わなければならない市町村への通知に係る記録

(1) 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

ハ 入所者及びその家族からの苦情の内容等の記録

ニ 入所者に対するサービスの提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

三 介護老人保健施設（ユニット型を含む。）

イ 入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討内容等の記録

ロ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

ハ 入所者が次のいずれかに該当する場合に行わなければならない市町村への通知に係る記録

(1) 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

ニ 入所者及びその家族からの苦情の内容等の記録

ホ 入所者に対するサービスの提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

三の二 介護医療院（ユニット型を含む。）

イ 入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討内容等の記録

ロ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

ハ 入所者が次のいずれかに該当する場合に行わなければならない市町村への通知に

係る記録

(1) 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

ニ 入所者及びその家族からの苦情の内容等の記録

ホ 入所者に対するサービスの提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

四 指定介護予防サービス等の事業

サービスの種別	整備しておくべき記録
一 介護予防訪問入浴介護（基準該当サービスを含む。）、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、特定介護予防福祉用具販売	イ 利用者が次のいずれかに該当する場合に行わなければならない市町村への通知に係る記録 (1) 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき。 (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 ロ 利用者及びその家族からの苦情の内容等の記録 ハ 利用者に対するサービスの提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
二 介護予防短期入所生活介護（ユニット型、共生型サービス及び基準該当サービスを含む。）	イ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ロ 一の項イからハまでに掲げる記録
三 介護予防短期入所療養介護（ユニット型を含む。）	一の項イからハまで及び二の項イに掲げる記録
四 介護予防特定施設入居者生活介護	イ 委託により他の事業者に行かせた業務の実施状況について確認した結果等の記録 ロ 一の項イからハまで及び二の項イに掲げる記録
五 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護	イ 受託介護予防サービス事業者が提供した受託介護予防サービスについて当該受託介護予防サービス事業者から受けた報告に係る記録

	ロ 受託介護予防サービスに係る業務の実施状況について確認した結果等の記録 ハ 一の項イからハまで、二の項イ及び四の項イに掲げる記録
六 介護予防福祉用具貸与（基準該当サービスを含む。）	イ 委託等により他の事業者に行かせた福祉用具の保管又は消毒の実施状況について確認した結果等の記録 ロ 一の項イからハまでに掲げる記録

五 指定介護療養型医療施設（ユニット型を含む。）

イ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

ロ 入院患者が次のいずれかに該当する場合に行わなければならない市町村への通知に係る記録

（１）サービスの利用の必要がなくなると認められるにもかかわらず退院しないとき。

（２）正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

（３）偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

ハ 入院患者及びその家族からの苦情の内容等の記録

ニ 入院患者に対するサービスの提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録